

事業活動温暖化対策計画書制度

I. 制度概要

II. 事業活動温暖化対策計画指針

長野県環境部ゼロカーボン推進課

I . 制度概要

1. 用語の解説
2. 対象となる事業者・工場等
3. 特定期間（規則で定める期間）
4. 助言・指導・公表・評価

I. 制度概要

1. 用語の解説

(1) 原油換算エネルギー使用量

事業活動において使用する様々なエネルギー（電気やガス等）の合計が、原油に換算してどれだけの量にあたるかを示す数値（単位：kl＝キロリットル）

(2) エネルギー起源二酸化炭素排出量

エネルギーの使用に伴って排出する二酸化炭素排出量

※エネルギー起源に含まれるエネルギーは、工場、事務所内で使用するエネルギーです。事業所外で使用する自動車等のエネルギーは含まれません。（単位：t-CO₂）

(3) その他ガス

「エネルギーの使用に伴って排出する二酸化炭素」を除く温室効果ガス（6. 5ガス）

- (1) 非エネルギー起源二酸化炭素
- (2) メタン(CH₄)
- (3) 一酸化二窒素(N₂O)

- (4) ハイドロフルオロカーボン(HFC)
- (5) パーフルオロカーボン(PFC)
- (6) 六フッ化硫黄(SF₆)
- (7) 三フッ化窒素(NF₃)

I. 制度概要

1. 用語の解説

(4) 県内の工場等

県内の全ての工場、店舗、事務所、その他の事業場

※無人のものも含む＝自動販売機等

※社宅や社員寮部分は除く

(条例施行規則第4条)

(5) 原単位

エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値を指標とした、単位
当たりの排出量

(例：延床面積、生産数量、生産額等)



I. 制度概要

2. 対象となる事業者・工場等

以下の事業者は、事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減等のための計画（事業活動温暖化対策計画）を作成、提出

(1) 県内全ての工場等における原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kl 以上の事業者

(2) 県内全ての工場等におけるその他ガスの排出量合計が3,000t-CO₂以上の事業者

(3) 200台以上の県内ナンバーの自動車を使用する事業者

※(1)～(3)のいずれかに該当する事業者は計画策定義務あり

(4) 上記(1)～(3)以外(任意提出)事業者

※計画書等の作成が要件となる申請(助成金申請等)をする事業者は(4)に該当
((1)～(3)に該当する事業者を除く)

(条例第12条)

次に掲げる事業者は、規則で定める期間ごとに、規則で定めるところにより、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減等その他の地球温暖化の防止のための計画(以下「事業活動温暖化対策計画」という。)を定めなければならない。

I. 制度概要

3. 特定期間（規則で定める期間）

第4次計画期間【令和5(2023)～7(2025)年度】

令和7年度に新規に計画書を作成する任意事業者の場合

- **計画書の提出【随時受付】** ※提出に関連する申請等に応じて期限を設ける場合有
基準年度を令和6(2024)年度とし、令和7(2025)年度(1年間のみ)を対象とした計画を作成

- **報告書の提出**

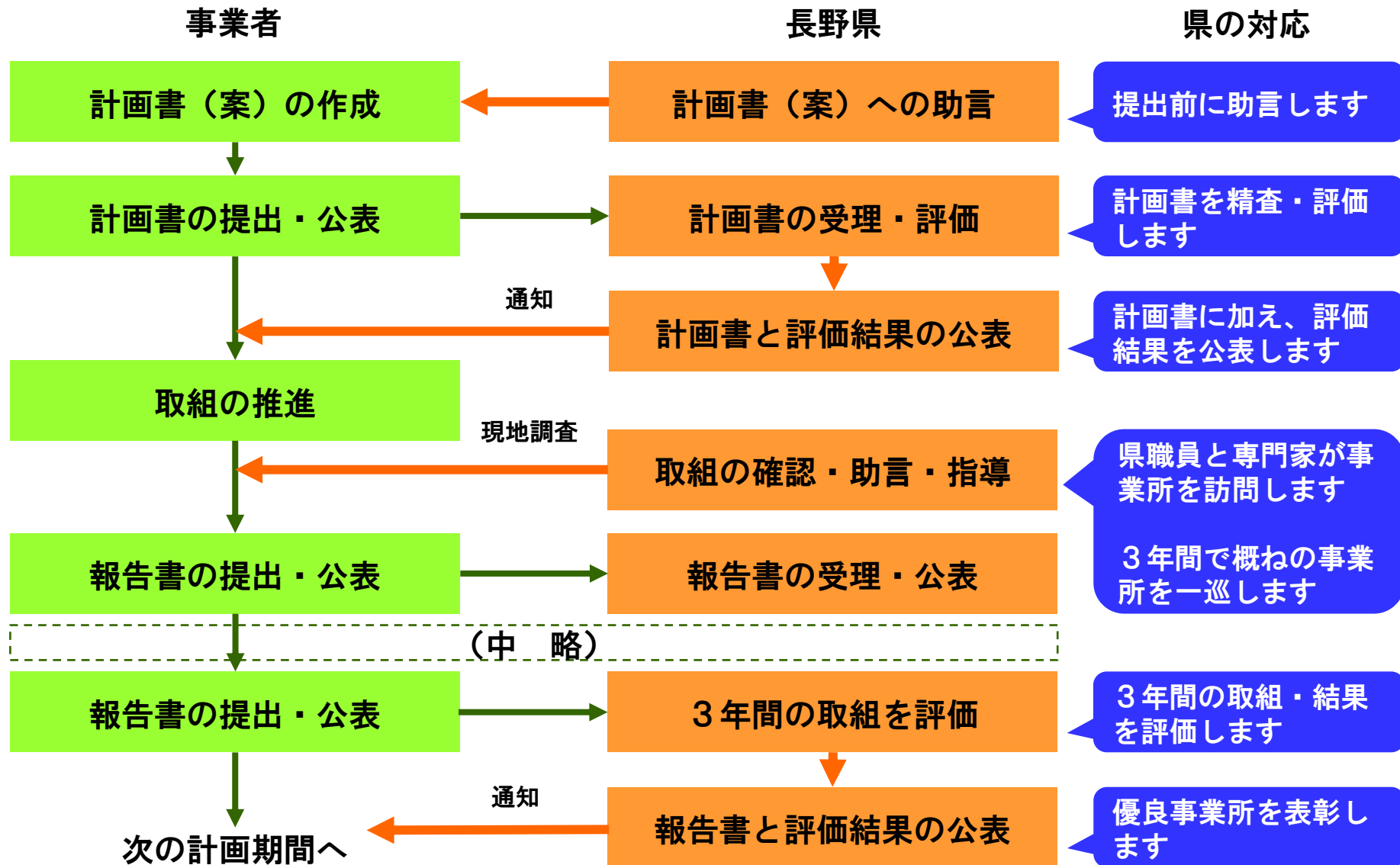
- ・令和8年7月末までに令和7(2025)年度の**実施状況の報告書**を作成・提出

(条例第12条 要約)

条例の対象事業者は、特定期間(最長3年)ごとに、温室効果ガス排出の量の削減のための**計画**を定めなければならない。
また、事業者は、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策計画の**実施状況等**を知事に**報告**しなければならない。

I. 制度概要

4. 助言・指導・公表・評価



Ⅱ.「事業活動温暖化対策計画指針」とは

計画書・報告書への記載事項、講ずべき措置、評価基準等

1. 「事業活動温暖化対策計画指針」の目的
2. 「温暖化対策計画書」と「実施状況等報告書」
3. 評価基準

指針の掲載場所：県HPトップページ ＞ 暮らし・環境 ＞ ゼロカーボン ＞ 産業
＞ 長野県地球温暖化対策条例 計画書制度（様式等）

Ⅱ.「事業活動温暖化対策計画指針」とは

1.「事業活動温暖化対策計画指針」の目的

第1 目的

この指針は、長野県地球温暖化対策条例第12 条の規定により、

- ① 事業者が提出しなければならない事業活動温暖化対策計画書(以下「**計画書**」という。)及び事業活動温暖化対策実施状況等報告書(以下「**報告書**」という。)に**記載する事項**
- ② 事業者がその事業活動において**講ずべき**温室効果ガスの排出の量の削減等のための**措置の内容**
- ③ 条例第13 条の規定により知事が**計画書及び報告書を評価する基準**
等を定めるものである。

Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

2. 「温暖化対策計画書」と「実施状況等報告書」

● 温暖化対策計画書(計画書)を提出する場合

計画書は『様式1号総括票』に必要な事項を記載して**様式2号**を添えて**7月末日までに**提出する。

※計画書の任意提出は随時受付。

ただし、提出に関連する申請等に応じて期限を設ける場合有

● 実施状況等報告書(報告書)を提出する場合

報告書は前年度ご提出いただいた様式1号(総括票)に必要な事項を**追記**して**様式3号**を添えて**7月末日までに**提出する。

※様式1号は「事業活動温暖化対策計画書 兼 実施状況等報告書」
(条例第12条、指針第3及び第4)

※提出された計画書及び報告書は、条例において公表が義務付けられています。(条例第12条第5項、第6項及び第10項)

Ⅱ.「事業活動温暖化対策計画指針」とは

2.「事業活動温暖化対策計画書」と「実施状況等報告書」

提出様式一覧

様式1号(総括票): 事業活動温暖化対策計画書 兼 実施状況等報告書

様式2号: 事業活動温暖化対策計画書提出書

様式3号: 事業活動温暖化対策実施状況等報告書提出書

排出量計算シート: エネルギー起源二酸化炭素排出量計算シート
(任意提出事業者用)

委任状: 提出者が代表者以外の場合(様式2号または3号の代表者氏名が代表者以外)

※様式1号、様式2号及び様式3号は一体型のファイルになっています。

※任意提出事業者の場合

計画書を提出する場合: **様式1号(総括票)、様式2号、排出量計算シート**

報告書を提出する場合: **様式1号(総括票)、様式3号、排出量計算シート**

Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

2. 「温暖化対策計画書」と「実施状況等報告書」

● 「様式1号記載内容」 ※網掛けの項目は、任意提出事業者は記入不要

総括票
1. 事業者等の概要
2. 基準年度、計画期間及び報告対象年度
3. 計画書（報告書）の公表方法等
4. 温室効果ガスの排出の量の削減のための基本方針
5の1. 温室効果ガスの排出の量の削減のための組織体制
5の2. 温室効果ガスの排出の量の削減のための会議体等の名称及び開催頻度
6の1. エネルギー起源二酸化炭素の排出の量の削減に係る目標及び実績
6の2. エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出の量の削減に係る目標及び実績
6の3. 自動車の使用に伴う二酸化炭素の排出の量に係る目標及び実績
7. 重点対策の実施状況
8. 排出の量の削減目標達成のための具体的な措置
9. 再生可能エネルギー源利用設備等の導入計画及び状況
10. 再生可能エネルギー電気等及びクレジットの利用の計画及び状況
11. 県内の工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出実績
12. 県内の工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出実績
13. 次世代自動車の導入状況
14. 交通対策状況
15. 環境配慮活動状況
16. 自由記載欄

Ⅱ. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

3. 評価基準

条例第13 条の規定による評価は、

- ① 計画書
- ② 計画期間の初年度から最終年度までの実施状況等が記載された報告書について、S、AA、A、B、Cの5段階で行う。
(指針 第7)

表 1 評価基準

5 段階 評価	評価	評価基準	適用対象
	S	85 以上	条例第 12 条第 1 項第 1 号該当事業者が提出した計画書及び報告書の総括票
	AA	70 以上 85 未満	
	A	50 以上 70 未満	
	B	30 以上 50 未満	
	C	30 未満	

100点満点